

令和6年度 福島県中小企業制度資金一覧表

○融資の要件等については、令和6年4月1日現在

ライフステージ	制度名	融資の対象	融資限度額(万円)	融資利率(年%)	保証料率(年%)	融資期間()内据置期間	担保連帯保証人
融資利率が金融機関所定のもの（制度保証）							
創業期	起業家支援保証	【一般枠】 次のいずれかに該当する方(コミュニティビジネスを含む) ①創業者 県内で新たに事業を開始しようとする方(開業して5年未満の方を含む。) ②事業承継者・第二創業者 既に中小企業者である者から事業を承継する者または既に中小企業者であって、新たな分野の事業に進出しようとする方 ③独立開業者 同一企業の勤務年数又は同一業種の従事年数が3年以上でその経験を有する事業を新たに開始しようとする方、又は、法律に基づく資格を有する場合でその資格に基づく事業を新たに開始しようとする方（いずれも開業して5年未満の方を含む） ④ベンチャー企業 新たに創造的な事業活動を行おうとする方であって、新たな事業を開始した時から概ね5年未満の方	ア 強化法、旧創造法、旧産業再生法の承認等、特許等あり イ ア以外 但し、創業者については自己資金の5倍を限度とする。 5,000	金融機関所定利率	必ず (政策目的B) 0.05～1.05	10年以内 (1年以内)	必要により担保法人原則1名以上個人 必要により
		【創業関連保証枠】 次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内に会社を設立する方 ③分社化を計画する会社 ④事業を営んだことがない個人が創業し、創業後5年未満の方 ⑤事業を営んだことがない個人が設立し、設立後5年未満の会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社 ⑦上記④に規定する創業者であって新たに会社を設立したもの（以下、会社創業設立者）が、事業譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年未満の方	3,500	金融機関所定利率	必ず 100%保証 0.35	10年以内 (1年以内)	無担保 法人原則1名以上個人 不要
	【スタートアップ創出促進保証枠】 次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者 ①事業を営んでいない個人であって、2ヵ月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6ヵ月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第29項第3号） ②中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの（法第2条第29項第5号）。 ③事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第29項第4号）。 ④中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの（法第2条第29項第6号）。	3,500 ・創業資金の1/10以上の自己資金（税務申告1期末了の者） ・創業関連保証枠等と合算して3,500万円を限度とする。	金融機関所定利率	必ず 100%保証 0.55	10年以内 (1年以内) ・プロパー融資と同時、又は申込時においてプロパー融資残高がある場合は据置3年以内	担保・保証人とともに不要	

		⑤法第2条第29項第2号に規定する創業者（事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの）であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの（法第129条第2項）。				
成長・安定期	長期安定保証	県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける中小企業者で、本資金により経営基盤の安定と発展が期待される方 ※ 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく認定を受けた方はセーフティネット保証が利用できます。	運転 5,000 設備10,000 併用の場合 10,000	金融機関所定利率	必ず (一般) 0.45～1.60 ※必ず 0.7、0.65	10年以内 (1年以内) 土地・建物を取得 20年以内 (〃)
	短期保証	県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける中小企業者 ※ 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく認定を受けた方はセーフティネット保証が利用できます。 ※※また、流動資産担保融資保証が利用できます。	運転・設備 5,000	金融機関所定利率	必ず (一般) 0.45～1.60 ※必ず 0.7、0.65 ※※必ず 0.60	1年以内
再生期	経営環境改善保証	県内に事業所を有する中小企業者で、既存借入金の借換・一本化等による資金繰りの緩和を図ることによって、財務体質の改善が期待される方 ※ 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく認定を受けた方はセーフティネット保証が利用できます。 ※ 一本化等ができる既存借入金は、原則として保証付き借入金（特別追認を除く）となります。	運転 5,000	金融機関所定利率	必ず (一般) 0.45～1.60 ※必ず 0.7、0.65	15年以内 (1年以内) ※SN併用時 10年以内 (1年以内)

ライフステージ	制度名	融資の対象	融資限度額(万円)	融資利率(年%)	保証料率(年%)	融資期間()内据置期間	担保連帯保証人
融資利率の上限を定めているもの（制度融資）							
成長期・安定期	小規模企業支援資金	県内に事業所を有し、常時使用する従業員が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者 ※ 本資金に係る既存借入金の一本化・借換えが出来ます。 ※ 信用保証協会の無担保無保証人保証の要件を満たせば、同制度の利用が可能となります。	運転・設備 2,000 既存保証付残高を含む	固定 1.9以内	必ず 100%保証 (政策目的) 0.15～1.10 ※必ず 0.90	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内) ※ 5年以内	原則無担保 法人原則1名以上個人 必要により ※ 徴さない
	信用組合資金	県内に事業所を有する中小企業者で、信用組合の組合員 ※ 本資金に係る既存借入金の一本化・借換えが出来ます。	運転・設備 2,500	保証協会の保証付 固定 2.5以内 それ以外 3.0以内	必要により (政策目的A) 0.35～1.35	運転 10年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	信用組合の決定による
	ふくしま事業承継資金	【一般枠】 ①県内に事業所を有する中小企業者で、既に事業を営む中小企業者から事業を引き継ぐ者及びその代表者 ②経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規程による認定を受けた中小企業者及びその代表者 【無保証人枠】 ①Aを満たす者で、融資にあたり経営者保証を付さないことを条件とするもの。 ②事業承継特別保証制度に定める次のア又はイに該当し、かつ、ウに該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から3年以内に保証申込みを行うものに限る。	運転・設備 10,000 法の認定を受けた場合 20,000	固定 1.3以内	必ず (政策目的B) 0.05～1.05 (特定経営承継準備関連保証) 0.55 (事業承継特別保証制度の要件を満たす者) 0.20～1.15 ※上記のうち、一定の条件を満たすもの 0.00	10年以内 (1年以内)	【一般枠】 必要により担保 法人原則1名以上個人 必要により 【無保証人枠】 代表者保証は不可。 第三者保証は必要により可。

		<p>ア 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。</p> <p>イ 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。</p> <p>ウ 次の(ア)から(エ)までに定める全ての要件を満たすこと。なお、(ア)から(ウ)までについて、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(エ)については、信用保証協会への申込日(注1)に満たしていることを要するものとする。</p> <p>(ア) 資産超過であること</p> <p>(イ) EBITDA有利子負債倍率(注2)が1.5倍以内であること</p> <p>(ウ) 法人・個人の分離がなされていること</p> <p>(エ) 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>(注1) 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えないただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中(絏済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。)である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により絏済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>(注2) EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)</p>						
再生期	事業再生資金	県内に事業所を有する中小企業者で次のいずれかに該当する方 ①中小企業活性化協議会等の支援を受けて再生計画の策定を行う方、又は計画実行に取り組む方、又は事業を承継する方 ②民事再生又は会社更生による計画認可を受けて、再生計画の実行に取り組む方、又は事業を承継する方 ③中小企業経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画の実行に取り組む者	運転・設備 5,000	固定	2.5以内	必ず (政策目的A) 0.35~1.35 ※協会制度併用 △0.1	10年以内 (1年以内)	必要により担保法人原則1名以上個人 必要により
緊急支援	関連倒産防止資金	<p>【一般枠】 県内に事業所を有する中小企業者で、倒産企業に対し売掛債権等を有し、本資金の導入により関連倒産の防止を図ることができる方</p> <p>【取引円滑化枠】 県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方であって、本資金の導入により関連倒産の防止を図ができる方 ①倒産企業に対し売掛金債権等を有する方 ②倒産企業に対し売掛金債権等を有する方との取引額が全取引額の10%以上あり、かつ当該企業に対し売掛金債権等を有する方 ③取引金融機関の破綻等により資金繰りに困難をきたしている方</p>	<p>運転 2,000</p> <p>運転 1,000 ただし債権額の1.2倍以内</p>	固定	2.0以内 変動(年2回見直) 1.2以内 固定 1.6以内	必ず (政策目的A) 0.35~1.35 必ず (政策目的A) 0.35~1.35	10年以内 (1年以内)	必要により担保法人原則1名以上個人 必要により
	緊急経済対策資金	<p>【外的変化対応資金】 県内に事業所を有する中小企業者で、次のような外的要因により影響を受けている方 ①最近の経済的環境の変化により一時的に売上高等が減少し、業況が悪化している方 ②親会社の経営合理化等により、事業活動に影響を受けている方 ③為替相場の変動により、事業活動に影響を受けている方 ④自然災害の影響により、事業活動に影響を受けている方 ⑤原油価格高騰又は原油価格高騰に伴う資材価格高騰の影響により、事業活動に影響を受けている方</p>	<p>運転 5,000 設備 7,000 併用の場合 7,000</p> <p>※融資対象 ⑥⑦の場合 運転・設備 5,000</p>	<p>変動(年2回見直) 1.5以内 固定 1.7以内</p> <p>※融資対象⑥⑦の場合 固定 1.5以内</p>	<p>必ず (政策目的A) 0.35~1.35 ※融資対象⑥の 場合は 0.65 ⑦の場合は 100%保証 0.70</p>	10年以内 (3年以内)	必要により担保法人原則1名以上個人 必要により	

<p>⑥国の指定する業種に該当し、売上が5%以上減少するなどの要件を満たし、市町村の認定を受けた方（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づくセーフティネット保証第5号認定）</p> <p>⑦中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて、市町村の認定を受けた方（危機関連保証）</p> <p>（※ 本資金に係る既存借入金の一本化・借換えが出来ます。）</p>	併用の場合 5,000					
<p>【ふくしま復興特別資金】 県内に事業所を有し以下の要件のいずれかを満たす中小企業者</p> <p>①東日本大震災による災害（地震・津波等）により当該事業所等に損害を受けた者（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する罹災証明書を要する）</p> <p>②東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域内に事業所を有していた者（県内事業所の住所地を確認できる書類を要する）</p> <p>③震災発生後の最近3ヶ月間の売上高または販売数量（建設業においては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少している者（県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する認定書を要する）</p> <p>（※責任共有対象外の既存借入金の一本化・借換えが出来ます。）</p>	運転・設備 8,000	固定	1.5以内	必ず 100%保証 0.50	15年以内 (3年以内)	必要により担保法人原則1名以上個人 必要により
<p>【伴走支援型特別資金】 県内に事業所を有し、次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を作成した中小企業者</p> <p>①中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者（セーフティネット保証4号（信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く））</p> <p>②中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた者（セーフティネット保証5号（信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く））。</p> <p>③次のいずれかに該当する者（信用保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る）に限る）。</p> <p>ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。</p> <p>イ a 最近1ヶ月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>b 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>c 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>d 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>e 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。</p> <p>f 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。</p>	運転・設備 10,000	固定	1.5以内	必ず ①・②の場合 0.20 ③の場合 0.20~1.15 ※いずれも国からの補助あり。 上記保証料率は事業者負担分を記載。	一括分割 1年以内 10年以内 (5年以内)	必要により担保法人原則代表者のみ個人 必要により

オールふくしま経営支援対応資金	県内に事業所を有する中小企業者で、オールふくしま経営支援事業を活用して策定された支援方針に基づき、経営課題の解決に取り組む方。	運転 5,000 設備10,000	固定 1.5以内	必ず (政策目的B) 0.05~1.05	15年以内 (1年以内)	必要により担保法人原則1名以上個人 必要により
ふくしま産業育成資金	<p>県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける中小企業者で、次のいずれかに該当する方</p> <p>【県内育成枠】</p> <p>①〔歴史要件〕 県内に本社機能を有し、県内での歴史が概ね5年以上の方</p> <p>②〔認証要件〕 次世代育成支援企業等の認証等を受けた方</p> <p>③〔中心市街地要件〕 中心市街地の商業地域内等で、商業施設等を所有・賃借して営業を行っているか商業施設等の設置を予定しており、中心市街地の活性化に資すると中心市街地活性化協議会等が認めた方で、県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける中小企業者</p> <p>【成長産業枠】</p> <p>④環境産業、再生可能エネルギー関連産業（発電事業を含む）、輸送用機械・半導体関連産業、医療・福祉機器関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業に係る事業を行う方</p> <p>⑤農商工連携等の事業を行う方（保証無しは農林漁業者を含む）</p> <p>⑥観光関連産業に係る事業を行う方</p> <p>⑦経営革新計画、地域経済牽引事業計画の承認等を受けた方</p> <p>⑧JISQ9100、Nadcap、ISO/TS16949を受けた方</p> <p>⑨東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等作業を行う方</p> <p>【雇用促進枠】</p> <p>⑩新規高卒予定者（既卒含む）、障がい者又は外国人に正規雇用の採用内定を行った方</p> <p>【イノベーション・ココスト枠】</p> <p>⑪県内対象市町村（いわき市、相馬市、南相馬市、田村市、川俣町、広野町、楓葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村）に事業所を有する中小企業者（対象市町村に進出予定の者を含む）で、イノベーション・ココスト構想に関連する事業を行う者。</p> <p>【カーボンニュートラル枠】</p> <p>⑫県内に事業所を有する、かつカーボンニュートラルに係る事業計画書を提出した中小企業者</p>	<p>運転・設備 5,000</p> <p>※融資対象①～③の場合 ③の場合 運転 5,000 設備10,000</p> <p>市町村特認 運転 8,000 設備20,000</p>	<p>融資対象①～③の場合 保証付きの場合 ③の場合 固定 1.5以内</p> <p>※協会制度併用 0.65</p> <p>保証無しの場合 固定 2.0以内</p> <p>※融資対象④～⑯の場合、上記から △0.2% ※⑪⑫は保証付きのみ</p>	<p>必要により (政策目的A) 0.35～1.35</p> <p>※融資対象⑩⑪の場合は△0.3%</p>	<p>10年以内 (1年以内)</p> <p>③で土地・建物を取得し、担保権を設定する場合 ④で再生可能エネルギーによる発電業の場合 15年以内 (1年以内)</p>	必要により担保法人原則1名以上個人 必要により

<令和6年度の保証料率一覧>

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
協会基本保証料率%	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県一般保証料率%	1.60	1.50	1.35	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45
県政策目的保証料率A%	1.35	1.25	1.10	0.95	0.85	0.80	0.70	0.50	0.35
" B %	1.05	0.95	0.80	0.65	0.55	0.50	0.40	0.20	0.05
小規模企業支援資金料率%	1.10	1.00	0.85	0.70	0.55	0.50	0.45	0.30	0.15
事業承継資金料率%	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

- 起業家支援保証（創業関連保証枠、スタートアップ創出促進保証枠）、小規模企業支援資金、外的変化対応資金の一部、ふくしま復興特別資金、伴走支援型特別資金の一部を除き責任共有制度の対象となり、融資額の2割が金融機関の負担となります。
- 国又は協会制度を併用する場合は一律の保証料が適用される場合があります。
 - ・セーフティネット保証併用：（長安、短期、経営改善、外的変化）年0.70%（第1～4、6号）、0.65%（第5、7、8号）
 - ・流動資産担保保証併用：（短期）0.60%、無担保無保証制度併用：（小規模）0.90%
 - ・国の施策による協会制度併用：（再生）国制度△0.1%、育成（成長）0.65%、創業関連0.35%、スタートアップ0.55%等
- 会計参与設置会社及び有担保保証は、0.1%割引いた保証料率が適用されます。